

昭和 46 年 7 月 9 日

判決による移転登録の申請について（回答）

標記について、大阪陸運局整備部長から別紙 1 の判決をもって移転登録の申請があつた場合、その登録の可否について照会があり、別紙 2 のとおり回答したので通知する。

別紙 2

判決による移転登録の申請について（回答）

大阪陸運局整備部長殿

自動車局整備部管理課長

自管第 121 号

昭和 46 年 7 月 9 日

法第 13 条による移転登録の申請をするときは、同条第 3 項により自動車検査証の記入の申請をしなければならないことになっており、この規定に違反した場合は自動車登録令第 21 条第 5 号により当該申請を受理しないことになっているので当該判決をもつて移転登録の申請をすることはできないものと解する。

別紙 1

自動車登録令第 11 条の解釈について（照会）

自動車局整備部管理課長殿

大阪陸運局整備部長

大陸整登資第 35 号

昭和 46 年 6 月 22 日

標記について、兵庫県陸運事務所長から照会があつたので、内容検討した結果、疑義があるので、別紙写を添付しますから、何分の指示をお願いいたします。

別紙

昭和 45 年(ハ)第 39 号自動車所有権移転登録請求事件

原 告

被 告

右当事者間において、昭和 45 年 7 月 3 日を最終口頭弁論期日として、次のとおり判決する。

主 文

- 1 被告は、別紙目録記載自動車の所有権を自己名義に移転登録手続をせよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

原告は、主文同旨の判決を求め、主張事実として、別紙「請求の原因」のとおりのべ

た。

被告は達式の呼出を受けて本件最初の口頭弁論期日に出頭しないし、答弁書その他の準備書面を提出しないから、被告は原告の主張事実全部明らかに争わず、民訴法第 140 条により自白を看做すべく、右の事実によれば、原告の本訴請求は理由があるから正当として認容し、訴訟費用の負担については民訴法 89 条を適用して、主文のとおり判決する。

西宮簡易裁判所

裁判官 中 沢 徳

- 1 原告は昭和 44 年 9 月 20 日その所有に係る別紙目録記載自動車を売買代金 8 万円也にて被告に売渡し、前記売買代金全額を右同日被告より受領し、前記売買物件たる別紙目録記載自動車を右同日被告に引渡し、所有権移転登録手続期日を昭和 44 年 9 月 22 日と約した。
- 2 ところが被告は前記所有権移転登録手続期日に至るも、原告に於て譲渡書印鑑証明書等右所有権移転登録に必要なる書面を取揃えていたのにかかわらず、一方的に右所有権移転登録手続をなさなかった。依って原告は爾後再三に亘り右所有権移転登録手続の完了を被告に対し請求して來たけれども、被告は現在に至るも之が履行をなさない。
- 3 依って之が履行を求めるため告訴に及んだ次第であります。

(以下略)